

平成 29 年度第 2 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成 29 年 11 月 1 日 (水) 14:30~16:00
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 中ホール
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 7 名
藤井部会長、樋口委員、魚島委員、高田委員、成瀬委員、前田委員、前迫委員
 - 事務局他 : 7 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
4. 傍聴者等 : 1 名
5. 議題 : 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書
に対する意見について
6. 配付資料
 - 資料 1 環境影響評価方法書の送付について
 - 資料 2 環境影響評価方法書に対する意見について (諮問)
 - 資料 3 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書
 - 資料 4 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設 方法書概要説明資料
 - 資料 5 審査部会における意見概要、事業者の見解
7. 議事概要 : 事務局より、方法書が提出され環境審議会会長に諮問を行った旨説明した後、
事業者が方法書の概要について説明。その後、事前意見に対する見解について説
明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長：それではご意見よろしく願います。

成瀬委員：資料5の私からの意見に対する見解が述べられておりますが、1は近傍の民家との地理的な位置関係が記される必要があるわけですが、アセスの観点からは民家が数軒であろうとも明記すべきことですので、準備書の段階までにはされると思いますけれども、明示していただきたい。2番はこれでいいのですが、厳密に言えば代表的になり得るかどうかです。選定の地点によって騒音とか交通量に関係するわけですから非常に異なるわけですが、代表的になり得るかということの方法書の段階で検討するのは難しいと思います。測定をしないと厳密にはわからない事ですのでその点が大切ではないかと思うんです。特に地点のCは規制値をオーバーしている所もあるので、仕方ないとしてもパッカー車などの走行が加わっても（騒音）レベルが上がる訳ではないと思うんです。しかしアセスとしては大事な事だと思います。レベルの上ではあまり影響がないにしても、配慮書に書いてありますから少し規制値をオーバーしている所もあります。そういう地点は準備書で測定なさって評価を書かれるのは難しいんですけれども、事実として仕方ないことですからちゃんと書いていただきたい。C地点だけを取り上げたんですけども他の地点も大体同じような考えです。

藤井部会長：成瀬先生のご意見について、おそらく一般国道や現況騒音がすでに基準値オーバーしている場合に今度工事の影響があるのかと言われたときに、工事車両の影響ではないという事を準備書の評価で書いていただくという事になるかと思うのですが、それは検討していただけたらと思いますけども

事業者：ご指摘のとおり環境基準をすでにオーバーしている所については、上昇量がどの程度になるかという形での評価になると思いますが、ご指摘いただいたような評価方法で整理をさせていただきたいと思います。

前田委員：先ほど説明されたスライド37、方法書の213ページですが、魚類底生動物で一般的な動物調査範囲を超えた地点Cというのが設定されてますが、何故ここに設定されたのかという事と、何故この場所なのかというのが分かれば教えてください。

事業者：櫛川の下流側に地点を設定している理由ですが、基本的に雨水排水しか排出がありませんので、水質などの評価はしないのですが、雨水が櫛川の下流、高瀬川の下流に流れるだろうということで、利水関係者の方に配慮をして地点Cを

選定しています。

前田委員 : そうすると何故もっと下流ではなくてこの地点なのかという事についてはいかがでしょうか。

事業者 : 川の水がこの地区で使われるため池に流入される手前の地点を選定しています。

前田委員 : その下流がため池に入る前という事ですか

事業者 : おっしゃる通りです

前田委員 : もう少し下流の天理街道の東側というのも入る前と同じです。一部がため池に入るだけでしょう。だから何故C地点なのか、もうちょっと西側だったらどうなのかなという事で質問しました。

事業者 : 下流に行けば行くほど別の要因が入って来ると思います。ですのもっと上流側を選定しようと考えていたのですが、利水の関係を考えてC地点を選定しているという状況です。

前田委員 : 何故質問しているかという、もう少し下流に行くと水生動物の希少種が出ます。出ても別に影響はないと思うんですが、折角やるのならと思っただけです。

事業者 : 意見としていただきまして検討いたします

前田委員 : 今までの既成の動物のリストには希少種は入ってないんです。天理街道のすぐ東側のため池周辺には調べるといっているからちょっと気になっただけです。今の地点より上流でも、ため池に流入される手前の地点と言えるので、逆にもっと上流にした方がいいんじゃないかなと思ってますが。

藤井部会長 : 調査地点についてはまた検討していただきながら、どの地点が最適か検討して調査をお願いいたします。

前迫委員 : 11 ページの給排水計画というのがあります。これは立地に従って水を3方に分けるというか白川ダム側と、七辻上池というルートが想定されているんですけど、雨水の場合には地形に従って流れるであろうということで計画を持

っておられるという事なのですが、特に白川ダムは農業用水なので厳しく考えているというご説明はあったんですけども、焼却施設の中に雨水が流れて水系にそれぞれ流れていくという雨水についての危惧と給排水についての危惧が基本的には全くないということで、水質自体には問題がないけれども、給排水計画はこういうルートでまとめていきたいと考えていいのか、何らかの危惧をもって考えているのか補足いただければと思います。

事業者 : この排水計画は元々山の時にそれぞれの受益地がございまして、降った雨が流れないと水が貯まらないということで、元々の地形の配分通りに排水を分けたという事です

前迫委員 : それは、焼却施設が建ってもその立地に従って雨水がながれていく計画を持っておられる

事業者 : 現在更地になっておりますが、少し山なりになっていて資料のように割った形で水が流れていくような地形になっています。今後計画する時も今流れなければならぬ水が集まるような排水計画はしたいと考えています。

前迫委員 : 今の立地に沿った流形を担保しつつやっていきますという事ですね

事業者 : そうということです。

前迫委員 : わかりました、ありがとうございます

藤井部会長 : 他にございますでしょうか

高田委員 : 先ほど前田先生のご質問があったので教えていただきたいのですが、パワーポイントの37ページの図、方法書だと213ページです。先ほど地点Cの話が出ましたが、他の地点でも選定の問題が同じようにあると思うのですが、特にため池に関係する地点Dとか地点Eですね。なぜここを選ばれたのかを教えてくださいたいのですが。

事業者 : 地点Eはため池なのですが、高瀬川から農業用水を引き込んでおられまして、使っているということでE地点を選定しております。地点Dについては焼却施設予定地の給排水計画で直接Dの池に雨水が流れていきますので選定しております。

高田委員 : ということは地点1と書いてあるところの西側にもう一つため池がありますけど、こちらには入っていかないということですか。

事業者 : 入っていきますが、こちらは魚釣りの池になっておりまして、人工的に魚類等を放流しておりますので、環境影響評価の項目には沿わないという考えがありますので外しています。

高田委員 : 非常によくわかりました。もう一つ、地点Eのところ割と小さいため池がいくつか並んでいるんですが、その他のところは水が入っていかないということですか

事業者 : すべて入っていきますが、地点Eの池から隣の池へ、そのまた隣の池へ流れていきますので、一番手前の地点Eを選定しております。

高田委員 : わかりました、そのあたりも書いていただくとより分かるかもしれませんので、ありがとうございます。

藤井部会長 : さっきの雨水の関係ですが、この流出抑制施設というのはどのくらいの雨量を想定されているのかという事と、もしそれ以上雨が降った場合に敷地内で稼働し始めてから処理車両が入ってきたときに、雨水の水質に影響ないかどうか教えていただければと思うんですが。確か雨水については濁りだけで水質については選定項目から外されていますが、そのあたりを教えていただければと思います。

事業者 : 奈良県の年間降水量がありますのでそれを面積でかけたら1年間の雨量が出るんですけども、資料を持ち合わせておりませんので、この場では回答できないのですが。

藤井部会長 : それ以上の急激な雨が降った時に汚水施設で処理しきれなかったものが、川とかに入ったときに処理施設から出た水は水質に影響ないのかどうか。雨水に対する水質です。

事業者 : 調整池につきましては大和川流域調整池技術基準に基づいて1ヘクタールあたり530m³を貯める計画をしておりますので、洪水調整は、特に屋根の水は施設の中で使いますので今降った雨より増えることはございませんから洪水

の方は大丈夫。水の水質についても屋根の水は施設の中で使います。ただ、地面に降った雨は流さざるを得ませんので流れていくということですが、水質については問題ないと思いますけれども。

藤井部会長：1回チェックされると確実だと思うんですけども、そのあたりはご検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

事業者：水質については水の濁りだけという事ですが、調査項目の中では平水時、降雨時と分けまして、平水時でしたら生活環境項目8項目、健康項目として27項目、ダイオキシン、流量等を調査項目として入れさせていただきますので、事後と建った後の事後調査もあるかと思うんですけども、その辺の評価、また調査項目の報告はさせていただきたいという形になるかと思えます。

藤井部会長：方法書の204ページなんですけど、降雨時に関する調査とあるんですけども、どのくらいの雨量の時に調査をするのか。最近短時間に豪雨が降って何十ミリ、何百ミリになる時にどうなるかということが出てくると思うんですけども、それで流出の仕方が変わって、水質も当然変わるような気がしますけれども、どのくらいの雨を想定しているかお聞きしたい。

事業者：降雨時の2回なんですけども、梅雨時と台風のシーズンのだいたい6月と9月頃を想定しております。量がとにかく多い時を選ぶのではなくて、出来るだけ降り始めに近い時を選んで1日の内に数回とって濁りのピークがどの辺りにあったのか把握できるような調査ができるようにという事で想定しております。

藤井部会長：わかりました。他にご意見ございますか

成瀬委員：資料4の12ページに収集運搬計画の台数が示されていますが、直接持ち込む車両が小計の半分近くまであるんですけども、ご説明の中では規制をなされるような説明だったんですけども、どういう風になされるんですか。

事業者：天理市以外の9市町村につきましては、名阪国道天理東インター経由になります。天理東インターは特定の日には全国から帰参者が来ますので、インターチェンジの利用を一時にならないように、例えば大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町は一旦積み替え施設で積み替えて、持ち込む市町村については基本的に昼から持ち込む形で、時間をずらして周辺道路に影響を及ぼ

さないように配慮する予定でございます。

成瀬委員 : 積み替える場所を作られるわけですか

事業者 : そうです。

成瀬委員 : わかりました、想像がつかしました

前迫委員 : 植物調査の確認ですけれども、植物相と植生調査をしていただけるということになっております。植生調査は2回、植物相は4季ということで、非常に手厚く調査していただけるのですが、これは田圃とかの湿地植物はもちろんだと思うのですが、ため池の中の水生植物も含まれていると考えていいのかどうか。陸上の部分だけを考えておられるのか、湿地およびため池の中の水草類も想定されているのかをお聞かせください。

事業者 : ため池の調査ですが、水際から確認できる所までは調査をしますが、ため池の中にボートを浮かべてといったところまでは想定はしていませんが、そのような調査を行うことを想定しております。

前迫委員 : そんなに貴重な生物は無さそうな池ではあったんですが、ボートを浮かべなくても、ちょっと撫でれば水草は採れるので、水草を採るような道具は作ったりするので、見ただけで分かるものもありますけど、ぐちゃぐちゃと生えていた時にオオカナダモだけなのか、タヌキモみたいなものがあるのか、上から見ただけでは中々わかりません。調査道具があるので水際から調査していただいてもいいですけど、道具を使えば陸上からでも調査できるのでご検討いただければ良いかなと思っております。

事業者 : 調査用具について検討させていただきます。ありがとうございます。

樋口委員 : 配慮書の段階で煙突の高さや位置の複数案を検討していただいたところは高く評価したいと思います。その時に私が申し上げていた、排ガスの排出量に関しては想定される最大値を想定した上で、という話をして、今回回答をいただき配慮いただいたので問題ないですが、公害防止計画をこれから住民の方や有識者の方の意見を経て結ばれるプロセスもお願いしたいところなんですけど、自主的に規制する値をやみくもに厳しい値にしてしまうと、施設を造る時に、それを達成させるためにメーカーはどの程度努力しなければいけないのかと

いう話にもなりますので、可能かどうかはわかりませんが、メーカーに今の最新技術でいけばこれぐらいの値であれば通常できるレベルですよというのも意識した上で規制値は制定していただければと思います。特にダイオキシンの値でいうと削減競争みたいな形になってまして、「そこまでやる必要はあるのか」というところまで行っているところもありますので、合理的な値を設定されるのがよろしいんじゃないかなと思います。そこで更に有識者の方、住民の方を合わせた合意が得られればいいのではないかと思います。

煙突の話に戻るんですが、大気汚染の分野から見た話と景観から見た話がトレードオフになって、どのくらいの煙突の高さにすればいいのかはこれからの検討になるということなんですが、考え方はいくつかあると思います。一つは例えば自主規制値を十分に達成できるというところで景観的にも1番影響のない高さまで低く絞り込むといった考え方が1番妥当なのかなと思いますし、もう一つの考え方として、煙突の高さというのを少しずつ上げて評価していく時に、懸念されているダウンドラフトの影響が無くなる地点、最大着地濃度がガクンと減ってそこからは高さを上げても効果がそれほど少なくなるというような不連続的な点がもしあれば、それも一つの基準になるのかなと思います。せっかく拡散予測とかを煙突の高さを変えて評価するということになるのであれば、計算結果をもう少し細かく見たときの妥当な高さというのはもしかするとそういう所にあるのかもしれないですね。ここまでは煙突を少しずつ高くすることによる効果ははっきりと現れるんだけど、ここからは特にダウンドラフトの効果が下がってくる地点が正解の一つなのではないかということで有識者の方と検討する時にそんな考え方を導入していただければなと思います。

藤井部会長：他になにかございますでしょうか

成瀬委員：樋口委員の意見に関連して、より厳しい規制値を定められて普通の規制値がありますが、その整合性はどうかさるんですか。県の担当の方でもいいんですけども。新しい規制値をオーバーしているが、環境影響評価で決められた規制値をクリアしている場合には整合性をどうかさるんですか。

事務局：環境影響評価では、整合性を図られているかどうかについては、法規制値等で評価するのですが、計画については、自主的な新しい規制値を遵守いただく必要があると思います。

- 樋口委員 : 今の話ですと、自主規制値を作るということは守れるレベルの自主規制値を作りますよね。法規制値を超える厳しい自主規制値を設けるのであれば、それを達成できるようにしなければいけないと思います。多分守れない自主規制値は作らないと思います。
- 事業者 : 基本的に自主規制値は超えたら止めるという事になります。自主規制値の考え方なんですが、焼却施設ですので安定的かつ継続的に運転できる事を踏まえて自主規制値を専門委員会の方でご検討いただいているところでございます。
- 藤井部会長 : 自主規制値については検討していただいて、環境に影響が無いようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。他にお気づきの点ありますでしょうか。
- 樋口委員 : 上層の気象も調べられますが、この辺りは独特の風が吹くとかが過去の調査であるのでしょうか。概要説明の中で「ここは南北の風が卓越する」というような話もありましたが、地域的な気象や風が予備知識としてあれば教えていただけますか。
- 事業者 : 焼却炉建設地の真上ではないのですが、天理市の火葬場が近隣にございまして、平成15年ぐらいなんですけど、建設するにあたって環境アセスメントを実施しております。その時には風向は東西が非常に多いという結果が出ておりまして、奈良県全体では南北の風なんですけど、地形によって風向きは変わることと、焼却炉建設地は高台になっていますので、きちっと測定し準備書で評価をしていきたいと考えております。
- 樋口委員 : 今お聞きしたのが地域独特の風なのかなという感じですね。山谷の影響を受けているような場所なんですね。ということは逆転層の出現やその辺りにも十分に配慮した調査をしていただけるということだと理解しました。
- 藤井部会長 : 他に何かありますでしょうか
- 前迫委員 : 方法書205ページに水質調査の項目が書かれています。水質のみ、底質のみ、水質・底質両方を行う地点を書かれていて、妥当なポイントを探して頂いていると思うんですが、例えば白川ダムがポイントに入っていないというのは国交省がダム管理しているので、そちらで調べているからこの環境影響評価の中では外したという考え方でよろしいでしょうか。

事業者 : 焼却施設の雨水の排水経路を考えた時に、白川ダムには直接雨水の流入がないということで白川ダムについては対象から外させていただきました。

前迫委員 : 地点Ⅶは関係するけど、白川ダムは外れるのですか

事業者 : 地点Ⅶにつきましては、水質ということで、白川ダムから農業用水を引いておられる関係で、河川の水質は調査しておいていただきたいという地元の強い要望がありましたので、河川の水質は調査させていただくと。底質についてはこの場所ではないですけど、それぞれのため池で調査させていただくという考えでございます。

前迫委員 : わかりました。焼却施設が関係あるルートを見て頂いて、水質と底質8カ所というのは、植物調査が手厚い割にはあまり手厚くないような気もするんですが、これは妥当なポイント数なんですか。

事業者 : 水質の調査地点とすれば上流側はコントロールとして影響を受けない地点、下流側は雨水排水が流れ込む可能性がある地点、ため池については流れ込む可能性がある地点ということで合わせて泥もやるという事にしてありまして、かなり手厚い内容になっているのではないかなという風に考えます

前迫委員 : わかりました。ありがとうございます。

高田委員 : 先ほど樋口委員が気象観測の事をおっしゃったので、ついでなんですけど、資料4の31・32ページに地上気象と上層気象の事が書かれているんですけど、常時観測が地点1の1カ所で行われるんですよ

事業者 : はい、おっしゃる通りです。

高田委員 : その他に『7日間（8回／日）×4季』というのは上層気象のことですよ

事業者 : はい、上層気象は7日間を4季です

高田委員 : これをどういう時にやるかというのはすごく大きいのではないかなと。先ほど東西の風が卓越することがあるというのは冷気流や相間場が静穏な時に昼間は山風が吹いて夕方になると山から風が下りてくる、そういう事が卓越する

ような日が常識的に考えると出てくると思うんですね。どういう時に観測するかというのはすごく重要だと思うんですね。それから先ほど逆転層の問題が出てきましたけれども、煙突の高さを考えると逆転層が出現したときに、どのぐらいの高さに逆転層が出来るかは重要な意味があると思うんです。ですから気象観測をされる時、特に上層気象で高度別にいろんなデータが取れるのを、逆転層が出現したときに気象観測のデータが取れるかどうかはすごく重要だと思いますので、観測をどういう戦略でやるかを専門家の方と戦略を練って是非やっていただきたいなと思います。

事業者 : 今のご意見を参考にさせていただきながら細かく決めていきますけども、基本的な考え方としては、春夏秋冬の4季節に、その季節を代表するような1週間を選んで、3時間間隔で上層気象のバルーンを上げて観測するというようにしています。通常1週間上げますと色々な気象のバラエティが把握できるというイメージでありますので、解析で逆転層の高さや強さについては把握して反映したいと考えております。

藤井部会長 : 他に何かご意見はございますでしょうか

成瀬委員 : 資料4の34ページ、方法書の196ページ。低周波騒音なんですけど、施設の稼働がないのに低周波騒音があるはずがないわけです。そうすると方法書の時点ではすごく多くの地点を調査されるということなんですけど、本来は意味がない。ですから、こんなに多くする必要はないと思うんですよ。むしろ近隣の民家の現況調査の方が本来ならば大切ではないかと思うんです。稼働すれば低周波音は発生しますから、施設が稼働して民家にどれだけ伝わるかですね。今の時点では調べようがないと思います。どういうタイプの施設かはまだ決まっていないですね。ですから今の時点ではこれだけの地点を調査する必要はないと思います。1点か2点かで。皆一緒だと思います。

事業者 : 今調査した後に、稼働後も調査をいたしますので、比較できる資料になるかと思えます。

成瀬委員 : むしろ稼働後の方が大切です。もう1つは近隣の騒音も低周波騒音も建物如何なんです。遮断しようとするれば、どうにでも遮断できるものです。そういう意味ではまだ定まっていないわけですから、いわばどうしようもないわけです。ただ、アセスでは現況の状況を把握するということが決められていますから。そういう意味ではもちろん調査は必要だと思います。私も現地を見させても

らいましたが、付近の文献などあるはずがないですし、低周波も誰も測っていないと思います。測るに越した事はないと思います。多分風向きによって違う値がでるのではないかと思います。

樋口委員 : 成瀬先生のご意見を私なりに解釈しますと、これは全部敷地境界のデータなんですよね。同じようなデータを何個も積むよりかは、1つか2つはもう少し距離があって、例えば民家の近くとかにした方がバックグラウンドとしても意味のあるデータになるんじゃないかという事だと思うんですけども。

事業者 : 低周波の5地点を設定した理由なんですけども、地点4と地点5については近傍に民家がありますので、現況を把握していると。技術的にいえば同じ地点でやっても、地点を集約してもおそらく同じ結果は出て来るんですけど、もし稼働した後に、「ちょっと圧迫感を感じる」とか「建具ががたつく」といった話をいただいた時に「元々この地点のデータはこうだったんです」という値を示しておく。それがずれていると「ずれているから別の値なのではないか」と技術的に正しいという説明をしても納得されない場合もあり得ると。なので事前事後で同じ地点の方が説明しやすく、住民の方にも分かって頂きやすい面もあって地点4や地点5を選んでいいます。地点2についても南100メートルほどに民家がありますので選んでいます。なぜ遠方の集落を選んでいないかといいますと、遠方まで低周波音は届かないだろうと、ダムの放水といった何百メートルも離れて届くような音は発生しにくいだろうという事で敷地境界の地点選んでいるという事です。

成瀬委員 : わかりました。

樋口委員 : 妥当な地点として検討されていると思います。

藤井部会長 : 次の部会まで時間はありますが、今日の説明を聞いて、方法書を見ていただいて、何か質問等がありましたら、事務局を通じて意見を出していただき事業者の回答を見て次回の部会で審議をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは時間になりましたので本日の部会を終了させていただきます。